

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	77
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	78
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	79
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	79
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	80
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	80
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	80
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	80
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	82
○特定調達契約に係る入札の公告……………	82
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	83
道選挙管理委員会公表	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	83
道警察本部告示	
○臨時派出所の設置……………	83

規 則
建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第48号 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第2項中「ちょう付する」を「貼付する」に、「ちょう付した」を「貼付した」に改める。

第7条第1項中「ちょう付した」を「貼付した」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「本籍の記載のある住民票の写し」に改める。

第8条第1項中「ちょう付した」を「貼付した」に改める。

第9条第1項中「同条第1号又は第2号の場合にあっては」及び「、同条第3号の場合にあっては同様式による届出書に免許証又は免許証明書を添えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める書類を届出書に添付しなければならない。

- (1) 法第8条の2第2号に該当するとき 免許証又は免許証明書
- (2) 法第8条の2第3号に該当するとき 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

第9条第3項中「失踪」を「失踪」に改め、同条第4項中「及び第2項を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号」を「、第2号及び第3号（法第8条の2第1号）に、「又は法」を「を除く。）若しくは第2項又は法」に、「取消し」を「当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消し」に改める。

別記第1号様式中「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に、「ちょう付した」を「貼付した」に、

欠格	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 いる□ いない□
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある□ ない□ あるときはその罪及び刑…………… あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある□ ない□ あるときはその罪及び刑…………… あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日

事由	年 月 日								を	すか。はい□ いいえ□									
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその日 年 月 日									※記載欄									
※審査	写真照合	戸籍照合	登記照合	簿照合	資格者名	欠格審査	名簿登録	免許証発	行 告	※記載欄									
格	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日								に	改め、「（用紙寸法 日本工業規格A4）」を削る。									
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日									別記第3号様式及び別記第4号様式中「北海道建築士法施行細則」を「建築士法施行細則」に、「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に、「ちょう付した」を「貼付した」に改め、「（用紙寸法 日本工業規格A4）」を削る。									
事由	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその日 年 月 日								に	別記第5号様式中「（用紙寸法 日本工業規格A4）」を削り、同様式末尾欄外注1の事項中「失踪 ^{そう} 」を「失踪」に改め、同注2の事項中「第8条の2第3号」を「第8条の2第2号」に改め、同注中6の事項を7の事項とし、3の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り下げ、2の事項の次に次の1事項を加える。									
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで									3 建築士法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。									
事由	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態で								に	別記第5号様式の2中「北海道建築士法施行細則」を「建築士法施行細則」に改め、「（用紙寸法 日本工業規格A4）」を削る。									
										別記第8号様式中「（用紙寸法 日本工業規格A4）」を削る。									
										訓 令									
										北海道訓令第8号									
										本 庁 出 先 機 関									
										北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。									
										令和元年11月29日									
										北海道知事 鈴木 直 道									
										北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令									

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項第9号中「第6項」を「第7項」に、「が欠格事由に該当するに至った旨の」を「又はその者の法定代理人等の欠格要件に係る」に改め、同項第23号及び第27号中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同項第38号中「第5項」を「第7項」に、「及び産業廃棄物」を「産業廃棄物」に、「を受理し」を「及び第15条第1項の許可を受けた者又はその者の法定代理人等の欠格要件に係る届出を受理し」に改め、同表の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第11項中第25号を第26号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第20号の次に次の1号を加える。 (2) 施行規則第42条の3の規定に基づき、職業訓練指導員の業務の継続が著しく困難となった旨の届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第18項に次の1号を加える。 (9) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第26条の4の規定に基づき、家畜人工授精師の業務の継続が著しく困難となった旨の届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第21項に次の1号を加える。 (4) 家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第3条の3の規定に基づき、家畜の取引の業務の継続が著しく困難となった旨の届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第8項第4号中「第9条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項第5号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。 別表第5の28の事項第4号中「第9条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同事項第5号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。 附 則 この訓令は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項及び別表第5の改正規定は、同月1日から施行する。	農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字開盛358の1（次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 水源の涵養 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第789号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）
告 示 北海道告示第787号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（継立ため池1地区（農用地改良保全施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年12月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第788号	

北海道告示第790号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第791号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を留萌市役所の掲示場に掲示した。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1361号 2 所在が不明な者 谷本 勝吉 北海道告示第792号 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。 令和元年11月29日 北海道知事 鈴木直道 1 処分をした年月日 令和元年11月19日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社東日興業 大野 江里子 (2) 主たる営業所の所在地 札幌市東区伏古3条3丁目2番18号 (3) 建設業の許可の番号 (般-28) 石第22627号 3 処分の内容 許可の取消し 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。 総合振興局告示及び振興局告示 北海道十勝総合振興局告示第89号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和元年11月29日 北海道十勝総合振興局長 三井 真 1 入札に付する事項
---	--

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
治水GISシステム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和2年3月2日から令和7年2月28日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和元年11月29日（金）から同年12月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部2階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 令和元年12月25日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月24日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道十勝総合振興局のホームページ（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電話番号 0155-26-9094
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : A purchase of Note type Personal Computer 2 sets
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 25, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 24, 2019)
- C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9094

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年11月29日

北海道教育庁後志教育局長 櫻 井 康 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式
(1月当たりの単価)

(2) 調達予定数量 84台分

2 落札を決定した日

令和元年11月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 N T T ファイナンス株式会社

(2) 住 所 東京都港区港南1丁目2番70号

4 落札金額

508,200円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年10月11日付け北海道教育庁後志教育局告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 虻田郡俱知安町北1条東2丁目

北海道教育庁上川教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年11月29日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和2年3月26日（木）

(4) 契 約 期 間 令和2年3月27日から令和8年3月26日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和元年11月29日（金）から同年12月25日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室 (2) 入 札 日 時 令和2年1月10日(金)午前10時(送付による場合は、同月9日(木)午後5時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 また、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatuιyouchou.htm)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-5862 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Call System (Teaching Language) 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 10, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 9, 2020) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan	Phone : 0166-46-5862 北海道教育庁釧路教育局告示第12号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和元年11月29日 北海道教育庁釧路教育局長 川 端 雄 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 道立学校パーソナルコンピュータの購入 一式 33台分 2 落札を決定した日 令和元年10月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トーワ (2) 住 所 釧路市光陽町11番7号 4 落札金額 3,828,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和元年9月24日付け北海道教育庁釧路教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号 道 選 挙 管 理 委 員 会 公 表 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 令和元年11月29日 北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第525号
--	---

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第54条第2項の規定により、札幌方面倶知安警察署の下部機構として臨時に設置する派出所の名称及び位置を次のように定める。

令和元年11月29日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 設 置 す る 期 間 | 令和元年12月1日から令和2年3月20日まで |
| 2 臨時の派出所の名称 | ニセコひらふ臨時交番 |
| 3 臨時の派出所の位置 | 虻田郡倶知安町字山田191番地64 |
-